

新時代の教育のための国際協働プログラム（教員交流）実施要項

平成29年3月31日
大臣官房長決定
平成31年2月15日一部改訂

1 趣旨

平成28年5月開催のG7倉敷教育大臣会合で採択された「倉敷宣言」及び平成30年9月開催のG20教育大臣会合で採択された教育大臣宣言において、G7・G20各国間での教育に関する理念・課題の共有や国際協働の重要性が確認された。これを踏まえ、各国の豊かな経験を相互に学び合い、教育分野におけるG7・G20各国間の関係強化を図ることにより、多様化する教育課題に対する教育実践の改善に資するため、本事業を実施する。

2 事業の内容

業務委託を受けた団体（以下「受託団体」という。）は、以下の内容について実施するものとする。

「倉敷宣言」及び「G20教育大臣宣言」においてとりあげられた教育課題について、G7・G20各国間の比較研究や調査分析を行い、実践レベルで深める内容を絞り込んだ上で、初等中等教育機関の教員をG7・G20各国の教育現場に短期に派遣して、経験や課題を相互に学び合うための教育実践活動を実施するとともに、報告会の開催や報告書等の作成を行い、成果をまとめる。

3 事業の委託先

教育課題に関する知見及び実績を有し、国内外の関係諸機関と密接な連携を図ることができる以下の国内の団体又はそのグループとする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 都道府県または市町村の教育委員会

4 委託期間

契約締結時から業務が終了する日までとする。（ただし、年度をまたぐことはできない。）

5 委託手続

- (1) 委託を受けようとする関係団体等は、企画提案書を文部科学省に提出する。
- (2) 文部科学省は、(1)により提出された企画提案書を公正な第三者により構成される審査委員会に諮り、委託先を決定する。
- (3) 文部科学省は、(2)により決定された委託先が提出する事業計画書を

基に、委託先と契約条件を調整の上、委託契約を締結する。

6 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、会議費、借損料、雑役務費、消費税相当額）、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、受託団体が委託要項等に違反したとき、又は事業の遂行が困難であると認めるときは、委託の解除及び経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

- (1) 受託団体は、当該事業のうちその内容が第三者に委託することが事業の実施に合理的と認められるものについては、当該事業の一部を再委託することができる。ただし、当該事業の全部を再委託することはできない。
- (2) 受託団体は、事業の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託承認申請書により、文部科学省の承認を得なければならない。
- (3) 受託団体は、再委託を行う場合の事務手続等については、本要項その他の関連規定に準じた取扱いを行うものとする。

8 委託契約及び事業計画の変更等

- (1) 受託団体は事業計画書に記載された内容を変更しようとする場合には、事業計画変更承認申請書を文部科学省に提出し、その承認を得ること。
- (2) 受託団体は、(1)に該当する場合であっても、事業計画書に記載された所要経費の費目毎に配分された額の変更であって、変更の前後における経費の増減が20%を越えない場合には、文部科学省の承認を得ることを要しない。
- (3) 受託団体は、委託費に増減が生じる場合及びその他必要と認められる場合は、委託契約変更承認申請書を提出するものとし、委託変更契約書のとりかわしをもってその承認とする。

9 事業完了の報告

- (1) 受託団体は、本事業が完了したとき、廃止又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止）報告書及び支出を証する書類の写を完了した日又は廃止の承認の日から14日を経過した日、又は当該年度末日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。
- (2) 事業完了等に係る事務手続等については、本要項その他の関連規定に準じた取扱いを行うものとする。

1 0 著作権

事業の実施の過程において受託団体が作成した成果物等の著作権は、原則として、文部科学省に帰属する。

1 1 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、必要に応じ、上記9により提出された委託事業完了（廃止）報告書に関して、事業の実施状況及び委託費の執行状況について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認める時は、委託費の額を確定し、受託団体へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

1 2 その他

- (1) 文部科学省は本委託事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう、受託団体に対し求める。
- (2) 文部科学省は、事業の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、効果的な実施が図られるよう協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、委託事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 要項に定める事項の他、本事業の実施に必要な事項については別途定める。